

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1126
(自動音声案内「1」の後「2」選択)
町民税務課 TEL 47-8015

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後や病気・怪我で障害が残った時や家族の働き手が亡くなった時に年金を受け取ることが出来る制度です。

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金の他に障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

★「学生納付特例制度」 学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

★「納付猶予制度」 学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については、武生年金事務所または町民税務課までお問い合わせください。

平成31年度国有林モニター

国有林の事業運営等について理解を深めるとともに、ご意見やご要望をお聞きして国有林野行政に反映させるためにモニターを募集します。

対象 県内に在住で、森林・林業および国有林に関心のある成人の方

任期 2019年4月1日～
2020年3月31日

応募期間 1月31日(木)まで

※詳しくは、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

■問合せ 近畿中国森林管理局 企画調整課
TEL 06-6881-3406

福井限定

JALで行く東京特別企画

今後の航空利用促進策の参考にするための東京体験旅行を募集します。参加者には、アンケートのご協力をお願いします。

対象 県内に在住または在勤の方

実施期間 4月24日(水)出発まで
※3月21日(木)～30日(土)出発を除く

内容 小松～羽田便の往復航空券とホテルがセットで1泊2日20,200円から
※東京滞在中は終日自由行動

申込先 県内のJALパック取扱旅行会社

■問合せ 小松空港協議会(石川県庁空港企画課内)
TEL 076-225-1337

第65回文化財防火デー

毎年1月26日は『文化財防火デー』です

昭和24年1月26日に日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が火災により焼損し、その後も貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年に定められました。

先人から受け継がれてきた大切な文化財を、災害から守りましょう。

●**消防訓練実施** 日時：1月27日(日) 午前9時から 場所：南越前町河内11-58 善力寺

■**問合せ** 南越消防組合南消防署河野分署 ☎48-3119